自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の貸出について

市内で開催するスポーツ大会や地域行事など、市民が参加する各種行事等で、参加者が心肺停止状態に陥ったときの救急救命に備えるため、主催する団体に自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を貸し出します。

貸出対象　市内で開催する営利を目的としない各種行事等を行う団体

貸出台数　原則として１台（貸出用のＡＥＤは３台です）

貸出期間　貸出開始日から７日以内
※返却日が土日祝日に当たるときは、その日の翌日が期限日となります。

貸出費用　無償
※貸出期間中のＡＥＤの運搬、維持管理等に要する経費は、借り受けた者の負担とします。

申込方法　前橋市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出申込書を保健総務課へ提出
【提出方法】窓口へ直接提出または郵送、ＦＡＸ、メールでも可。

貸出までの流れ
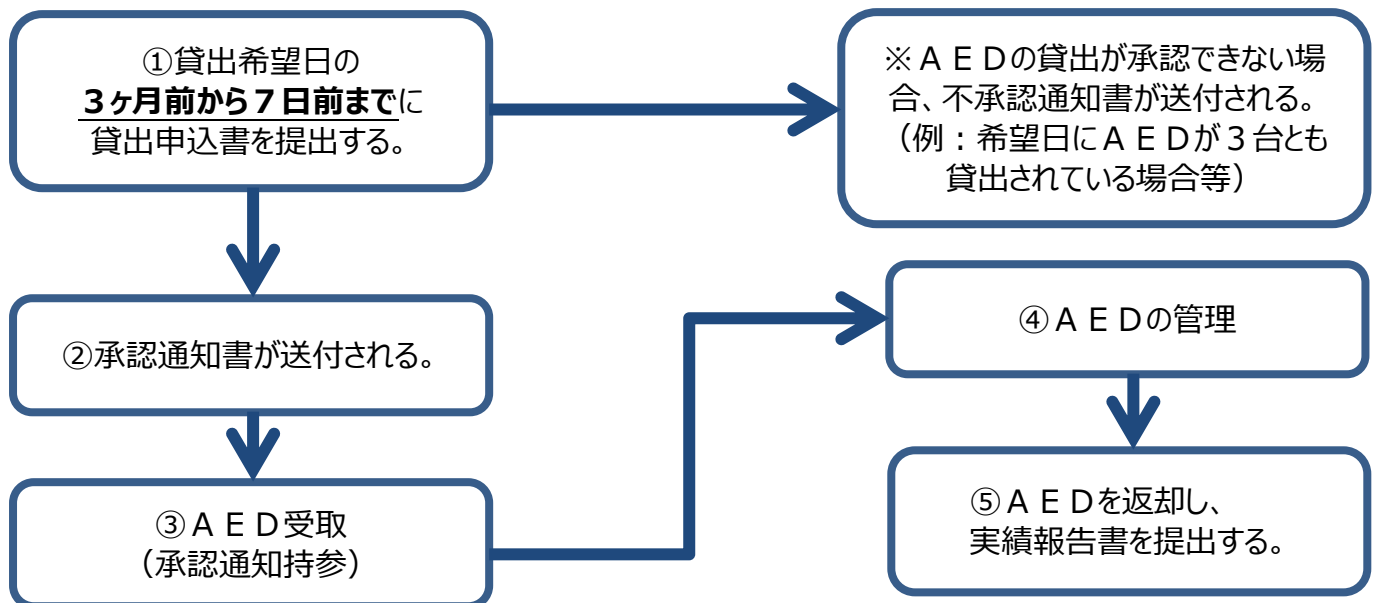
◎貸出中に必ず守っていただくこと
（１）ＡＥＤは常に良好な状態で管理すること。
（２）ＡＥＤを使用するときは、取扱説明書によって適切に使用すること。
（３）ＡＥＤを処分し、又は目的以外に使用してはならない。
（４）ＡＥＤを転貸し、又は譲渡しないこと。

貸出希望期間が重複した場合は、申込順より貸出を決定します。

あらかじめ電話でＡＥＤの空き状況を確認することができます。

お問い合わせ先・申込書提出先
前橋市　健康部　保健所　保健総務課
〒371-0014
前橋市朝日町三丁目３６番１７号
前橋市保健所２階
TEL　０２７－２２０－５７８１
FAX　０２７－２２３－８８３５
✉ **hoken-soumu@city.maebashi.gunma.jp**